



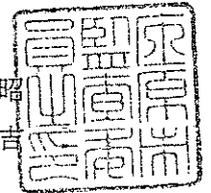
庄原市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成24年3月5日

庄原市監査委員  
同

藤原公信  
岡村信





庄 監 第 49 号

平成 24 年 3 月 5 日

庄原市長 滝口 季彦 様

庄原市監査委員 藤原 公昭  
同 岡村 信吉



平成 23 年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 12 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

平成 23 年度

# 監 査 結 果 報 告

( 定 期 監 査 )

平成 24 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員



## 1 監査の対象

平成 22 年度に執行された財務に関する事務について、市民生活課、税務課、保健医療課、社会福祉課、高齢者福祉課、口和支所企画調整室、口和支所産業建設室及び口和支所市民生活室が所管する次の事務を対象に監査を実施した。

また、監査の必要に応じて、平成 21 年度以前に執行された事務も監査の対象とした。

課 及 び 室 名	監 査 対 象 事 務
市民生活課	(1) 庄原市街地循環バス補助金交付事務 (2) JR 備後庄原駅券売業務等委託事務 (3) 庄原市チャイルドシート購入助成事務 (4) 諸証明手数料の取扱い事務
税務課	(1) 外勤領収に伴う現金の取扱い事務 (2) 平成 24 年度評価替えに関する鑑定評価事務 (3) 徴収支援業務委託事務 (4) 国有資産等所在市区町村交付金に関する事務 (5) 個人市県民税の減免に関する事務
保健医療課	(1) 病院群輪番制病院運営補助金交付事務 (2) 医療従事者育成奨学金貸付事務 (3) 通所型介護予防事業委託業務事務 (4) 運動指導型業務委託事業事務（健康づくり教室）
社会福祉課	(1) 生活保護費返還金滞納金の整理事務 (2) 庄原市安心生活創造事業業務委託事務 (3) 庄原市やまびこネット事業補助金交付事務 (4) 庄原市障害者福祉事業所送迎助成事務 (5) 庄原市じん臓障害者通院助成事務
高齢者福祉課	(1) 敬老会事業補助金交付事務 (2) 緊急通報装置給付事務 (3) <u>高齢者活動推進事業補助金交付事務</u> (4) デイホーム事業補助金交付事務
口和支所企画調整室	(1) <u>口和自治振興センター・口和文化ホール（ヒューマンライツ）指定管理事務</u> (2) 浄化槽維持管理業務
口和支所産業建設室	(1) <u>くちわモーモーファーム補助金交付事務</u> (2) <u>庄原市口和特産品加工販売施設指定管理事務</u>
口和支所市民生活室	(1) 予約乗合タクシー運行業務委託事務 (2) 口和保健センター・口和老人福祉センター指定管理事務

注）下線の事務については、財政援助団体等監査の結果報告に掲載している。

## 2 監査の期間

平成 23 年 9 月 15 日から平成 24 年 2 月 21 日まで

### 3 監査の目的及び方法等

監査対象とした課及び室の財務に関する事務が、合規性、経済性、効率性、有効性等の視点から執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、対象とした課及び室から提出された関係書類を監査するとともに、関係職員からの聴取により実施した。

### 4 監査の結果

事務処理等は概ね適正に行われているが、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、適切な措置を講じられたい。事務上の軽微な指摘事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略した。

なお、財政援助団体等監査において監査対象とした団体の所管課及び室の財務に関する事務の監査結果については、財政援助団体等監査結果報告書に掲載した。

## [ 市民生活課 ]

### (1) 諸証明手数料の取扱い事務について

住民票の写し、戸籍謄(抄)本のほか各種証明書の交付事務などについて、窓口において手数料等徴収している。

利用者の方へ交付される領収書の金額訂正が見受けられた。領収金額の訂正は不適當なので注意されたい。また、日々の徴収金を指定金融機関窓口へ納付した際に交付される領収書は事故があった際には重要な証拠書類となることからも一定期間の保管が望ましいので改められたい。

月末に作成される調定書において錯誤が見受けられた。各証拠書類の突合等確認を確実に行われたい。

## [ 税 務 課 ]

### (1) 平成 24 年度評価替えに関する鑑定評価事務について

随意契約により、鑑定評価業務を民間業者へ施行させている。この契約業務の事務執行に関し、支出負担行為及び検査調書の決裁については、庄原市事務決裁及び専決規則の規定による区分に合致していなかった。いずれも、事務処理上の基本部分の誤りであり、適正な事務執行に努められたい。

### (2) 国有資産等所在市区町村交付金に関する事務について

国及び都道府県等の所有する固定資産のうち、使用の状況等が民間所有のものと類似している固定資産について、固定資産税に相当する額が、所在市町村へ交付金として交付されている。「国有資産等所在市町村交付金及び同法施行に関する取扱について」と題する総務省通達では、「市町村長は、固定資産の価格の通知を

受けた場合においては、固定資産課税台帳に準じて、交付金算定台帳を整備し、これらを記載することが適当であること。」とされているが、交付金算定台帳は整備されていない。他団体の状況を把握、参照等する中で、交付金算定台帳の整備について検討されたい。

### **(3) 個人市県民税の減免に関する事務について**

個人市県民税の減免については、地方税法の規定により「当該市町村の条例の定めるところにより、減免することができる。」とされており、災害被害者に対する減免については、市税条例の規定を補完するため、平成22年8月に「庄原市災害による被害者に対する市税等減免規則」が整備されている。

個人市県民税の減免の対象については、市税条例第51条第1項において、生活保護受給者、災害被害者以外でも、「生活困難者、これに準じる者」、「学生、生徒」が定められており、生活保護受給者を含めたこれらの者についても、災害被害者分と同じように、他団体の状況、類似の規則等を参考にすることで、別途規則による減免割合等の基準の制定について検討されたい。

## **[ 保健医療課 ]**

### **(1) 病院群輪番制病院運営補助金交付事務について**

地域内の病院が輪番制方式により休日夜間における重症救急患者の医療を確保する事業に対する補助金である。補助金の明確性・透明性保持のために、補助金交付額の算定根拠の明文化について検討されたい。

### **(2) 医療従事者育成奨学金貸付事務について**

申請に必要な書類が提出された際には、誤りがないか等について確実に点検されたい。また、支払事務においては、市会計規則に沿い支出負担行為の手続きをされたい。

庄原市医療従事者育成奨学金貸付制度は、市民福祉の増進・地域医療の保全のため創設され、地域情勢の変化に対応した制度であるといえる。

利用しやすい制度にすることは大切であるが、今後の制度の健全運営・適正な債権管理事務を行うため、連帯保証人を付すことが債務者の償還に対する責任を促すと共に、滞納発生を抑止に極めて大きな効果があることを再度確認されるとともに、貸付決定の判断については明確化するよう検討をされたい。

## **[ 社会福祉課 ]**

### **(1) 生活保護費返還金滞納金の整理事務について**

生活保護費の返還金・徴収金等の回収は容易でない状況ではあるが、公平性の観点からもより一層努められたい。そのためには、時効期間の到来が迫った債権に対して法的な証明力を有した時効中断の手続きを効果的に行うことなどが必要であり、時効の経過状況等が把握できるよう効率的・効果的な債権管理について

検討されたい。

## **(2) 庄原市やまびこネット事業補助金交付事務について**

地域住民の日常生活におけるちょっとした困りごとに対し、近隣住民が有償ボランティアとして活動する庄原市社会福祉協議会実施の事業に対する補助金である。

継続的な補助金であるため、補助目的等を明確にした補助金交付要綱の制定について検討されたい。

## **(3) 庄原市障害者福祉事業所送迎助成事務について**

障害者の方の通所利用に係る送迎を行う事業所に対する助成事業である。実績報告書及び収支決算書に誤りが見られた。書類を受領された際に数字等の確認をされ、指導されたい。

また、補助金の明確性・透明性保持のため、助成金交付額の算定根拠の明文化について検討されたい。

## **(4) 庄原市じん臓障害者通院助成事務について**

通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の方の経済的負担の軽減を図る助成事業である。

タクシー乗車券の交付に際し、要綱と実態で整合しない点が見受けられた。明確性・透明性保持のため、要綱と実態の確認について検討されたい。

## **[ 高齢者福祉課 ]**

### **(1) 敬老会事業補助金交付事務について**

各自治振興区及び地区社会福祉協議会等が開催している敬老会事業に補助金を支出している。

次年度繰越金の扱いについて、起案文書で理由を付して整理されているが、その解消に向けて、引き続き、補助事業者を指導されたい。

### **(2) デイホーム事業補助金交付事務について**

各自治振興区等が開催している地域デイホーム活動支援事業に補助金を支出している。

実績報告が提出期限を過ぎて提出されたものが見受けられたが、提出期限内に報告するよう補助事業者を指導されたい。

次年度繰越金の扱いについては、その解消に向けて、引き続き補助事業者を指導されたい。

また、庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱第8条第2項について、この規定によると年度内に精算が完了しない恐れがあるので、要綱の一部改正を検討されたい。

## [ 口和支所市民生活室 ]

### (1) 口和保健センター・口和老人福祉センター指定管理事務について

基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかったこともあり、指定管理事業が事業計画に基づき適正に実施されているか事業報告書により確認することができなかった。ついては、事業計画書の計画項目と一致した事業報告書を作成するよう指定管理者を指導し、事業報告書により適正な指定管理業務が行われているか検証されたい。

また、基本協定 21 条に基づき、指定管理施設の管理の適正を期するためにも、業務と経理の状況の現地確認に努められたい。

## む す び

今回の定期監査では、本庁 5 課、口和支所 3 室の平成 22 年度に執行された事務について監査を実施し、併せて関連する財政援助団体等監査を実施した。

補助事業、委託事業及び指定管理事務において各種規定等を遵守されていない点が見受けられた。財務会計事務における基本的事項を徹底し、自己研鑽や研修会への積極的な参加などで職員力の向上に努められたい。また、事務処理全般において、所属長においては決裁時におけるチェック、牽制機能の充実に努められたい。

最後に、今回の定期監査における意見や指摘を監査対象課及び室だけの課題とするのではなく、全庁における課題として捉えられ、適正な事務執行に努められたい。